○国土交通省告示第千三百八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月十五日　国土交通大臣　羽田雄一郎

第一項の表長沼ＮＤＢの項を削り、同表伊丹ＮＤＢの項中「上欄に同じ」を「国土交通大臣東京都千代田区」に改める。

第四項の表新千歳０１ＲＩＬＳの項中「平成24年８月23日から平成24年12月12日まで供用休止」を「平成24年12月13日から供用再開」に、同表東京３４ＲＩＬＳの項中「東京国際空港及びその周辺」を「東京国際空港内」に改め、

インナーマーカー	75	1

を削り、「カテゴリーⅡ」を「カテゴリーⅠ」に、同表那覇ＩＬＳの項中「平成24年９月20日から平成24年12月12日まで供用休止」を「平成24年12月13日から供用再開」に改める。

第五項の表秋田ＤＭＥの項中「平成24年11月15日から平成24年12月12日まで供用休止」を「平成24年12月13日から供用再開」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十二月十三日から施行する。ただし、第四項の表東京３４ＲＩＬＳの項の改正規定は、平成二十五年一月十日から施行する。

○国土交通省告示第千三百九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月十五日　国土交通大臣　羽田雄一郎

表広島空港事務所の項の次に次のように加える。

岩国空港事務所	7時から22時まで

附　則

この告示は、平成二十四年十二月十三日から施行する。

○国土交通省告示第千三百十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空情報を提供する場所を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月十五日　国土交通大臣　羽田雄一郎

別表第一広島空港事務所の項の次に次のように加える。

岩国空港事務所	山口県岩国市　岩国飛行場内

附　則

この告示は、平成二十四年十二月十三日から施行する。

○国土交通省告示第千三百十一号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十五日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十四年国土交通省告示第百五十七号を参照。）

イ　誘導路

延長　三万千五百四十一メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十五年一月十日

○原子力規制委員会告示第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の二第一項の規定に基づき、特定原子力施設を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月十五日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

東京電力株式会社　福島第一原子力発電所に設置する原子炉施設

○中部地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十五日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
安城市藤井町蟻塚一六番一から同市城ヶ入町立出二八番二まで	前	一〇・二〇～八〇・五〇メートル	一・五〇五キロメートル
	後	二〇・六〇～八〇・五〇メートル	一・五〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十五日　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十三号　安城市藤井町蟻塚一六番一から西尾市南中根町曽根五七番一まで　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月十五日四時

○近畿地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
養父市八鹿町国木字前川原二八〇番一から同市八鹿町高柳字梶原二六六四番一まで	前	一〇・三〇～二一・〇〇メートル	〇・四六一キロメートル
	後	一四・五〇～三二・〇〇メートル	〇・四六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　養父市八鹿町国木字前川原二八〇番一から同市八鹿町高柳字梶原二六六四番一まで　近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月十五日